

○新潟県中東福祉事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

昭和40年3月27日組合条例第10号

改正

昭和61年8月30日組合条例第2号

平成18年1月1日組合条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職手続に関し規定することを目的とする。

(準用規定)

第2条 五泉市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成18年五泉市条例第26号)第2条から第5条までの規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年8月30日組合条例第2号)

この条例は、昭和61年9月1日から施行する。

附 則(平成18年1月1日組合条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。